

特別徴収税額の納期の特例制度についての注意事項

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける者の人数が**常時10人未満である**必要があります。

(注)「常時10人未満である」ということは、常に10人に満たないということであって、多忙時期等において臨時に雇い入れたものがある場合には、その人数を除いた、事業所等の総人員（白子町外の在住者も含む。）が10人未満であるということです。

(2) (1) に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、白子町長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与又は退職手当等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限（休日又は金融機関の休業日に当たる場合にはその翌営業日）までに納入することになります。なお、年度途中で承認を受けた場合は、承認された月からの適用となります。

(ア) 6月から11月までの支払い分 **12月10日まで**

(イ) 12月から翌年の5月までの支払い分 **6月10日まで**

・年度途中で申請し承認を受けた場合（例：10月に承認）

(ア) 6月から9月までの支払い分 **各々翌月10日まで**

(イ) 10月から11月までの支払い分 **12月10日まで**

(ウ) 12月から翌年5月までの支払い分 **6月10日まで**

(4) 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける者が**常時10人以上となった**場合には、その旨を**遅滞なく**白子町長に届けなければなりません。

(5) 滞納や著しい納付遅延があるような場合については、**納期の特例の承認を受けられない**場合があります。

(6) 滞納や著しい納付遅延があり、特別な理由が存在する場合には、その理由を記入してください。

(7) この承認を受けましても、滞納や納付又は納入の遅延等をされますと、この納期の特例の承認を**取消す**場合がありますので、特にご注意願います。